

## <注意事項>

### 【届出書の提出について】

1. この届出書は、次の報酬、交付金等に係る日本国の市民税・都民税の均等割、所得割額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。
  - (1) 大学、高等学校等において教育又は研究を行なう者がその教育又は研究を行なうことにより支払を受ける報酬
  - (2) ①留学生として、②事業、職業若しくは技術の修習者（以下「事業等の修習者」といいます。）として、又は③政府若しくは宗教、慈善、学術、文芸若しくは教育の団体からの主として勉学若しくは研究のための交付金、奨励金等の受領者（以下「交付金等の受領者」といいます。）として日本国内に一時的に滞在する者が、その者の生計、教育、勉学、研究若しくは訓練のために支払を受ける日本国外からの給付若しくは送金、その支払を受ける交付金等又はこれらの者が日本国内に一時的に滞在して行った人的役務の提供の対価として支払を受ける給与その他の報酬  
(注) 上記の「留学生」、「事業等の修習者」又は「交付金等の受領者」には、日本国政府又はその機関との取り決めに基づき、専ら訓練、研究又は勉学のため日本国内に一時的に滞在する者も含まれます。
2. この届出書は、報酬、交付金等の支払者ごとに作成してください。
3. 当該年度の前年の所得について租税条約に基づく免除の適用を受けるためには、この届出書を3月15日までに提出してください。
4. 報酬・交付金等の支払を受ける者が次に該当するときは、それぞれ次の書類をこの届出書に添付してください。
  - (1) 留学生である場合・・・その者が在学する学校の発行する在学証明書
  - (2) 事業等の修習者である場合・・・その者が訓練を受ける施設又は事業所の発行する書類。その者が事業等の修習者であることを証明する書類。
  - (3) 交付金等の受領者である場合・・・交付金等の支給者が発行する書類。その者が交付金等の受領者であることを証明する書類。

### 【届出書の記載について】

5. 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「1」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

※この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。